平成３０年（フ）第１７５号
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目６番２号　エスフラット306号
債務者　上世美由紀
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　憲章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１４６号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目41番24号
債務者　松山　俊介
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有元　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１７１号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目26番６号
債務者　清川　至洋
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１７２号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目26番６号
債務者　清川　道枝
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
香川県高松市川部町357番地16
債務者　横谷　信隆
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬伏　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第８６号
香川県高松市木太町4086番地８
債務者　丸山　健一
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４８号
佐賀県多久市北多久町大字小侍692番地43
メゾンボヌール　Ａ－１号
債務者　飯盛　浩実
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　焼山　敏晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１４０号
大分県別府市大字北石垣1262番地の５
債務者　佐藤　清士
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　壮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７１号
福岡県久留米市合川町2256番地４　端山ビル301号
債務者　端山　豊和
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第７２号
福岡県久留米市合川町2256番地４　端山ビル301号
債務者　端山　光子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第６７９号
広島市佐伯区利松１丁目26番27―209号
債務者　河原　高之
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下　博紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１０号
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積1489―１、住民票上の住所岐阜県本巣市上真桑1971番地１
債務者　杉山　強司
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
岐阜県揖斐郡池田町八幡2925番地の１　ベルドミール環102号室
債務者　佐藤　　理
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第５１５号
愛知県碧南市中山町２丁目10番地　伊藤ハイツ103号、前住所愛知県碧南市鴻島町５丁目２番地６
債務者　ＢＡＲＢＥＲ　ＩＫＫＩこと　浜田　博之
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１５５号
愛知県安城市今本町４丁目２番17号　㈱小林組
債務者　下村　重利
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１００号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1242番地
債務者　生駒　裕之
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１０６号
和歌山市園部152番地４　順幸荘、前住所和歌山市六十谷1230番地３
債務者　カコ美容室こと　小山　和子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係